

<p>① 件名</p>
<p>学校施設整備基金の設置について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 平成29年度第5回庁議において、平成27年3月に閉校した旧飯野川第二小学校跡地（土地・建物）を新たな企業の立地による産業の振興と雇用の創出に寄与するものとして、企業誘致のために活用する方針が確認されている。 本来、学校施設整備のために国庫補助を受けて建設し、財産処分年限を経過しない施設の有償譲渡・貸付等を行う場合は、補助金相当額を国へ納付する必要があるが、建設後10年以上が経過し、かつ補助金相当額以上の額を学校施設整備へ充てるための基金として積み立てることにより国への納付義務が免除されることとされている。</p> <p>【目的】 閉校後に遊休財産となっていた旧飯野川第二小学校跡地の企業誘致のための活用を契機とし、学校施設整備に要する財源を確保するため基金を設置するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 〔石巻市総合計画〕 第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち 第1節 「生きる力」を持つ子どもたちを育成する 3 充実した教育を行える環境をつくる</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成28年4月 事業者から旧飯野川第二小学校跡地を工場として活用することについて相談 平成29年6月 平成29年度第5回庁議において「石巻市立飯野川第二小学校跡地の活用」について審議 平成30年4月 平成30年度第2回庁議において「旧飯野川第二小学校跡地（土地・建物）の売払い」について審議 旧飯野川第二小学校校舎を事業者へ売払うために必要となる財産処分申請を文部科学省に提出 5月 文部科学省より国庫納付を要しないために必要となる積立額の提示 （必要積立額：13,833,448円以上） 6月 市議会第2回定例会において旧飯野川第二小学校跡地の売払いについて議決</p>

⑤ 主な内容
<p>学校施設整備基金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 学校施設の計画的な整備に必要な資金を積み立てるため。 2 積立 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 なお、当初の積立額は、今回の旧飯野川第二小学校校舎の財産処分において文部科学省より提示された必要積立額を勘案し、関係課と協議の上決定する。 3 運用益金の整理 運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入する。 4 基金の処分 基金は、学校施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができる。 5 繰替運用 財政上必要がある場合は、繰替運用を可能とする。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 学校施設の老朽化が進行する中で、将来にわたる学校施設整備の財源を確保できる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>宮城県内市町村のうち、石巻市を除く13市及び石巻市に隣接する2町（女川町、南三陸町）の計15市町を対象に基金設置状況の調査を実施した。 基金を設置している自治体 7市町（仙台市、気仙沼市、多賀城市、登米市、栗原市、女川町、南三陸町）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成30年9月 市議会第3回定例会に条例案及び補正予算案を提案 (平成30年10月施行予定)</p>
⑨ その他